**【新型コロナウイルスにかかわるお知らせ】**

**京都府に発出されていた緊急事態宣言は、新規感染者数が大きく減少してきたこと等により、９月末で解除されることとなりました。**

**しかし、依然として感染は続いていることから、感染再拡大を防ぐために、段階的な緩和を行っていくこととされており、１０/１から１０/２１までの間は、府内全域において下記のことが要請されています。（特措法第２４条第９項）**

**①　基本的な感染防止対策の要請**

**②　感染リスクを低減するための要請**

**このことを踏まえて、ライトハウス朱雀といたしましても、**

**アクリル板越し面会（ご家族・ご親族に限る）と近隣への散歩・外出（飲食を伴う外出や混雑する場所への外出を除く）を再開させていただくとともに、今後の感染状況等に応じた段階的な緩和を検討してまいります。**

**皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。**

**ご不明点は下記までお問い合わせください。**

**ライトハウス朱雀**

**TEL：075-803-1739**

**担当：木原智徳・松尾昇一郎**